

滋賀県地域福祉支援計画について

1. 計画策定の趣旨

県では、令和3年（2021年）10月に「滋賀県地域福祉支援計画」を策定し、計画期間を5年間として市町の地域福祉の支援に取り組んでいる。

現計画は令和7年度末で終了することから、近年の少子高齢化の進展や単身世帯の増加、地域におけるつながりの希薄化、複合・複雑化した地域生活課題等の状況を踏まえ、令和8～12年度を計画期間とする「滋賀県地域福祉支援計画」を策定する。

2. 計画の位置づけ

社会福祉法第108条に基づく計画であり、市町が策定する地域福祉計画の達成に資するため、各市町を通ずる広域的な見地から、市町の地域福祉の支援に関する事項として一体的に定めるもの。

また、滋賀県基本構想を上位計画とし、レイカディア滋賀高齢者福祉プラン、滋賀県障害者プラン、淡海子ども・若者プラン等の分野別計画と整合性および連携を図りながら県の福祉分野の基本的な計画として定めるもの。

3. 計画の期間

次期計画：令和8年度（2026年度）から12年度（2030年度）【5年間】

4. 策定経過

令和7年1月 社会福祉審議会（諮問）

4月 社会福祉法人、NPO法人、一般社団法人、地域総合センター等関係団体へ訪問、
地域福祉の課題や取組、県や市町行政に求める取組等をヒアリング

5月 第1回 社会福祉審議会総合企画専門分科会（分科会長選出）

市町地域福祉計画担当者会議（次期地域福祉計画の方向性を報告）

6月 第2回 社会福祉審議会総合企画専門分科会（基本理念・基本方針検討）

8月 第3回 社会福祉審議会総合企画専門分科会（骨子案検討）

10月 常任委員会（骨子案の説明）

第4回 社会福祉審議会総合企画専門分科会（計画案検討）

5. 今後のスケジュール

令和7年11月 社会福祉審議会委員長から知事に対して、計画案を答申
常任委員会（素案の報告）

県民政策コメント＜1か月間＞、市町意見照会

令和8年3月 常任委員会（県民政策コメントの報告）
計画策定

【参考：訪問団体】

	訪問先	分野
1	NPO 法人 街かどケア滋賀ネット	地域福祉
2	社会福祉法人 さわらび福祉会	障害
3	NPO 法人 こどもソーシャルワークセンター	子ども・若者
4	一般社団法人 滋賀県保育協議会	子ども・若者
5	更生保護法人 更生保護事業協会	更生保護
6	社会福祉法人 滋賀県共同募金会	地域福祉
7	彦根保護区保護司会	更生保護
8	一般社団法人 滋賀県労働者福祉協議会	労働
9	社会福祉法人 大津市社会福祉協議会	地域福祉
10	NPO 法人 あさがお	権利擁護
11	一般財団法人 滋賀県老人クラブ連合会	高齢
12	NPO 法人 滋賀県社会就労事業振興センター	労働
13	公益社団法人 認知症の人と家族の会滋賀支部	高齢
14	地域総合センター	人権
15	NPO 法人 Take-Liaison	子ども・若者
16	フードバンクびわ湖	子ども・若者
17	公益財団法人 滋賀県身体障害者福祉協会	障害
18	社会福祉法人 虹の会	障害
19	NPO 法人 滋賀県精神障害者家族会連合会	障害

(※訪問日順に記載)